【文献番号】 ２８１３５０５６

【文献種別】 判決／富山地方裁判所（第一審）

【裁判年月日】 平成１８年１１月２１日

【事件番号】 平成１５年（わ）第３１号

【事件名】 殺人、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件

【審級関係】 控訴審 ２５４２１３４９

 名古屋高等裁判所金沢支部　平成１９年（う）第３号

 平成２０年　４月１７日　判決

【事案の概要】 被告人が、Ａ、Ｂ及びＣと共謀の上、ＤＥ方に押し入り、Ｂが所携の自動装てん式けん銃でＤＥ夫婦を殺害したという公訴事実につき、本件においては、被告人と実行犯であるＢ及びＣとの間では直接のやり取りがほとんどなく、被告人とＡとの間で共謀が成立したことに関する直接証拠はＡの供述部分のみであるところ、被告人との共謀内容に係るＡ供述については、これに十分な信用性を肯定することはできないというべきであるから、被告人がＡと共謀し、さらにＢらと順次共謀を遂げ、Ｂらに本件犯行を実行させたことを認定するには、合理的な疑いが残るといわざるを得ないとして、被告人を無罪とした事例。

【裁判結果】 無罪

【裁判官】 手崎政人　大野博隆　五十嵐浩介

【掲載文献】 裁判所ウェブサイト

【評釈等所在情報】 〔日本評論社〕

 正木祐史・法学セミナー６２７号１２０頁

 共犯者供述の信用性判断

 渕野貴生・法学セミナー増刊（速報判例解説Ｖｏｌ．１）２５９頁

 共犯者供述の信用性を否定して無罪とした事例

【全文容量】 約７２Ｋバイト（Ａ４印刷：約３７枚）

1. 検察主張

本件に係る共謀について，被告人とＡとの間では，本件の前日である平成１２年７月１２日午前１１時ころから同日午後２時ころまでの間に，携帯電話による通話及びその後暴力団ａ一家組事務所等で直接面談する方法によって成立し，更にＡを介しＢらとの間でも，遅くとも同日午後３時台に，電話でのやりとりで順次共謀が成立したものと主張する。（**被告人とＡとの間で共謀が成立したことに関する直接証拠は証人Ａの供述のみ**）

1. 弁護人主張

事実概要については争わないが、被告人がＡらと共謀した事実は一切なく，被告人は無罪である旨主張し，被告人も，捜査段階から一貫してＡらとの共謀を強く否認する。

1. 判決

被告人がＡと共謀し，更にＢらと順次共謀を遂げ，Ｂらに本件を実行させたことを認定するには，合理的な疑いが残るといわざるを得ない。

刑事訴訟法３３６条により被告人は無罪。

1. 求刑
2. 量刑
3. 事実概要

　被告人は，Ａ，Ｂ及びＣと共謀の上，平成１２年７月１３日午前９時３０分ころ，（１）富山県高岡市内のＤＥ方１階８畳和室において，Ｄ（当時５６歳）に対し，殺意をもって，所携の自動装てん式けん銃で，その頭部を目がけて実弾２発を発射し，いずれもＤの顔面に命中させ，よって，即時同所において，Ｄを右下顎角部銃創による脳損傷により死亡させて殺害し，（２）ＤＥ方１階北東４．５畳和室において，Ｅ（当時５２歳）に対し，殺意をもって，上記自動装てん式けん銃で，その後頭部等を目がけて実弾２発を発射し，いずれもＥの後頭部等に命中させ，よって，即時同所において，Ｅを左後頭部銃創による脳損傷により死亡させて殺害し，（３）ＤＥ方において，Ｂ及びＣが，上記自動装てん式けん銃及び回転式けん銃各１丁を，自動装てん式けん銃に適合する実包８個及び回転式けん銃に適合する実包４個とともに携帯して所持した。

控訴棄却